鉾田市告示第 119 号

令和6年度鉾田市敬老長寿応援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和6年5月16日

鉾田市長 岸田 一夫

令和6年度鉾田市敬老長寿応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鉾田市補助金等交付規則(平成17年規則第37号。)に定めるもののほか、令和6年度鉾田市敬老長寿応援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき登録された鉾田市内飲食事業者に対して、その食事券を補助することに関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 補助対象者 実施要綱第8条の規定により、食事券取扱事業者として登録された者をいう。
 - (2) 食事券 実施要綱第2条に規定する市が発行する使用期限付きの券種をいう。

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助金を交付する。
 - (1) 補助金の額 食事券1枚あたり500円

(補助金の交付の申請及び実績報告及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、鉾田市敬老長寿応援補助金交付申請 及び実績報告及び請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付が適当であると認めるときは、鉾田市敬老長寿応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、申請者の口座に補助金を振り込む。

(補助金の返還)

- 第6条 市長は、前条に定める実績報告等の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、 交付された補助金が次の各号のいずれかに該当したときは補助金の全額又は一部について 返還を命じなければならない。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他補助金の使用が不適切であると認めたとき。

(その他)

第7条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

年 月 日

鉾田市長 様

所 在 地 事業所名 代表者職名

印

鉾田市敬老長寿応援補助金交付申請書及び実績報告書及び請求書

鉾田市敬老長寿応援補助金について、令和6年度鉾田市敬老長寿応援補助金交付要綱第4 条の規定により、次のとおり申請し、補助金を請求します。

記

1	+	請	H	숬
1	+	市目	ĽΊ	\mathcal{A}

(1)利用日	令和	年	月	日	\sim	令和	年	月	日
--------	----	---	---	---	--------	----	---	---	---

2 実績

1)食事券	枚
1)食事券	枚

3 請求

(1)請求金額	F	Э

4 振込先

(1)金融機関名						銀行	・金庫	•	組合	・農協
(2)支店名						本店	・支店	•	本所	・支所
(3)預金種別		普通	•	当座	•	そ	の他()	
(4)口座番号										
(5)口座名義	(フリカ゛ナ)									

5 添付書類 ※食事券

第号年月日

様

鉾田市長

鉾田市敬老長寿応援補助金交付決定(却下)通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった鉾田市敬老長寿応援補助金交付申請書及び実 績報告書及び請求書について、令和6年度鉾田市敬老長寿応援補助金交付要綱第5条の規定 に基づき、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円 (利用日 令和 年 月 日~令和 年 月 日)
- 2 振込予定日 令和 年 月 日